

一関地区広域行政組合諸収入金の督促手数料及び延滞金の徴収に関する条例

平成18年4月1日

一関地区広域行政組合条例第22号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の3第2項の規定に基づく分担金、使用料、加入金、手数料及び過料その他の歳入の未納に係る督促手数料及び延滞金の徴収に関しては、法令その他別に定めがあるもののほか、一関市諸収入金の督促手数料及び延滞金の徴収に関する条例（平成17年一関市条例第50号）の例による。

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。